

## 農薬登録失効に伴う登録保留基準の削除について

平成 19 年 9 月 25 日

登録失効した下記農薬について、水質汚濁に係る農薬登録保留基準を削除する。

農薬名	登録年月日	失効年月日
シンメチリン	平成6年4月8日	平成18年6月13日
シノスルフロン	平成2年4月10日	平成18年11月17日
ジメチルビンホス	昭和50年12月24日	平成18年11月29日
ベンスリド(SAP)	昭和41年6月1日	平成18年12月4日
アシベンゾラルSメチル	平成10年12月22日	平成18年12月26日
イナベンフィド	昭和61年10月28日	平成19年1月19日
ビフェノックス	昭和56年11月5日	平成19年1月25日
プロパホス	昭和47年8月23日	平成19年2月21日
ピリダフェンチオン	昭和48年1月31日	平成19年2月28日
テクロフタラム	昭和62年4月13日	平成19年3月27日

### (参考)

農薬登録失効に伴う登録保留基準の削除を含め、今般の改正により、水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定数は以下のとおりとなる。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準(現行) ..... 133 農薬  
今般、

{	基準を改定するもの .....	1 農薬
	基準を新規に設定するもの .....	3 農薬
	基準を削除するもの .....	10 農薬

以上により、水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定数は 126 農薬 となる予定。

( ) 環境基本法に基づく水質環境基準(健康項目)が適用される 1 農薬を含む。